

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - (二) 次の図<sup>一</sup>及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二三三六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 保安林の所在場所 広島県府中市阿字町字山神谷六五八、六六〇、字朝平六六一の一、六六五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
      - (二) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二三三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 保安林の所在場所 広島県山県郡安芸太田町大字上殿字地獄谷七五、七六、一一三、一一五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - 2 字地獄谷七五・七六・一一三・一一五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - (二) 次の図<sup>一</sup>及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二三三八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 保安林の所在場所 広島県山県郡北広島町大朝字繁ヶ谷一四二二二、字大津恵一四二二八、一四二二九、一四二六五
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
      - (二) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二三三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 解除に係る保安林の所在場所 徳島県那賀郡那賀町長安字ジゴ谷一の一六（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （次の図）は、省略し、その図面を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十二号  
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十七年二月二日

経済産業大臣 宮沢 洋一

番号	名称	住所
5224	新企建設株式会社	愛知県豊橋市東岩田二丁目十九番地の四
5223	エリット株式会社	愛知県名古屋市中区栄二丁目十五番十四号

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間

平成二十六年九月十七日から平成二十七年九月十六日まで

平成二十六年九月三十日から平成二十七年九月二十九日まで

○特許庁告示第三号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二日

特許庁長官 伊藤 仁

- 1 この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二日

特許庁長官 伊藤 仁

- 1 千三百三十五フラン 十六万四千三百円
- 2 二百五十五フラン 二千九百円
- 3 二百五十五フラン 二千四百円
- 4 百五十五フラン 一万二千四百円
- 5 三百五十五フラン 三万七千円

附則

- 1 この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九十三号

次の信号符号を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

信号符号	船舶	名	点附年月日
7 J T C	142287	琉球エキスプレス	平成26.12.2
7 J T E	142292	第十八松友丸	26.12.26
7 J T F	142294	第八鹿島丸	26.12.9